

獄中寄稿

究極の絆、永遠とわの友情のもと

続・嗚呼!!

任侠ボルシエビキ

元赤軍派闘士が獄中で知った
ホンモノの男と俠たち



田中義三

腐敗した司法の現状

現在、全国には、刑務所が五十九ヶ所、少年刑務所八ヶ所、拘留所が七ヶ所あり、定員を三千人オーバーする約六万八千人が収容されており、それを管理運営する刑務官の総数は二万四千九百人といわれています。

務所に収容された後も各種の人権被害が統発している。被告、受刑者にとってはまさに踏んだり蹴つたりの境遇を強いられるという事実が改めて浮き彫りになってきているようです。

既に容疑者達も基本的に事実を認めており、刑務官による暴力行為が常態化していたことが疑いのない事実として証明されました。またこの名古屋刑務所の所長は、日本でも最も苛酷とされている徳島刑務所所長も務めたことがあり、今回の事件の悪質性をさらに確信させるものとなっているようです。

ところで、これは名古屋刑務所だけの特殊な事件なのでしょう。単に所長や直接的加害者とされる副看守長等の個人的資質の問題なのではないか。

全国各地の刑務所の保護房で受刑者が死亡したケースがこの四年間に明るみにされただけでも名古屋の二件を含め、五件に達しています。しかしプライバシーなどを理由に死亡時の状況や原因等詳細は一切公表されていないのです。また、刑務所や拘留所で当局の訴え妨害をふりきり、それ以降の様々な不利益を覚悟しながら「人権が侵害された」として、日弁連に正式に救済が申し立てられた事実だけで昨年までの十年間

に百九十四件に達しています。泣き寝入りしたケースを加えるとこの十倍は下らないでしょう。こうしたことを考えた時、どこの刑務所でも名古屋刑務所に類似したことが起きており、今後とも十分に起こりうると思うのが自然で、今回明らかになったのは、いわば氷山の一角であると断言できます。同じ名古屋刑務所で昨年の五月、四十九歳の受刑者が急死した問題も、今回の事件が明るみに出なかつたら永遠に闇に葬り去られていたことでしょう。

正直言つて、今回の名古屋刑務所の事態が明らかになって私自身が一番驚いたことは事件の発生そのものではなく地検特捜部すらが無視できなくなり、本格的に調査せざるを得なくなったという刑務所の隠蔽体質の「甘さ」「ずさんさ」の方です。明らかにどじを踏んだのであり、失策だったのですから。

事件釈明のための刑務所関係者の発言には、事件を起こしたことへの真摯な反省や謝罪ではなく、外部にもれたことへの当惑であり、法務省に迷惑をかけたことへの申しわけなさが滲みでていただけです。

私に対する接見禁止処分が解除されてからのこれまでの約一年半もの

●田中義三——一九四八年青森県三沢市に生まれる。一九七〇年三月、日航機「よど号」をハイジャックして朝鮮に。一九九六年三月、「二セドル」事件でタイ当局に拘束されて裁判。その後日本に送還され、昨年二月、ハイジャック事件等で懲役十二年の判決を受け訴訟。現在、東京拘置所に監。

期間、拘置所生活をしている人をはじめ、少なからぬ人達との書信でのやりとりや面会が可能となりました。そして、つくづく痛感していることは、程度の差はあっても、実に多くの人達が冤罪被害者となっている事実であり、人権などというものは縁遠いわが国の裁判、監獄なるものの厳しい現実です。

司法改革や人権擁護が声高に叫ばれる今こそ、裁判所、刑務所の実情を冷静にそして全面的に考察し、不正、腐敗の膿を徹底的に出しきり、根本的変革へと歩むしかありません。そしてそれこそが、明治、大正、昭和、平成という時代の中で生じた数多くの冤罪被害者、刑務所での犠牲者、各種人権被害者への真の償いとなり、同時に、これまでも多くの人達の良心によって担われてきた司法制度、監獄制度の改革のための運動に報いる道になると信じてやみません。

そうした動きに一石を投じることができればと。

司法改革の問題点

まずは司法改革の問題についてです。

日本の裁判制度の根幹は、被告人と検事があいつ争う「当事者主義」であり、「公開主義」「口頭弁論主義」であるといわれているのですが、実際はそれ以前の捜査、取り調べの内容でもって実質的に裁判の結果が決まってしまうことが、一番の問題ではないでしょうか。

特に問題なのは警察、検察が極めて簡単に身柄拘束ができるばかりか、不当な取り調べが野放しにされていることです。

先頃も神奈川県警での取り調べ中の「拳銃自殺」なるものが、実は、警察官による誤射であったと認定され、さらに証拠隠滅すら謀っていたことが損害賠償訴訟判決で明らかにされています。

代用監獄（留置場）の存在、別件逮捕、勾留中の被疑者と弁護人との接見の制限（接見指定）、人質司法（保釈の運用）などに対して、今迄も度々強い懸念が表明されてきました。特に代用監獄に収容して、密室の中で長期間、毎日長時間にわたって行われる強制的取り調べなるものは、国際的にも厳しく指弾されていることです。

重要なことは、にも拘らず何故それが続けられているのかということ

です。

それは自白中心の取り調べが裁判において決定的意義をもっているからなのです。一言で言えば、わが国の裁判は調査決定裁判となっているということです。

捜査本部なるものは、先入観、軽率な思い込み、主観的願望を根拠にまず事件なるもののシナリオをつくりあげ、状況証拠をデッチ上げ、誘導尋問、恫喝をまじえて、時には飴や幻想を与え、更には捏造、改ざんまで加えて何としても供述調書をつくりあげるのです。しかも、それも出来るだけ大きな犯罪を犯し、重要な役割を果たした人物として仕立てあげていくのです。

捜査段階で作成されたそうした供述調書、そして、それに依拠しての裁判での公判審理と事実認定というのがわが国の裁判の基本、常道となっているのですから、あらゆる術策を用いても「調書」をつくりあげさえすれば、その時点で既に警察、検察側の勝利は確定したも同然なのです。わが国の裁判の有罪判決確率九九・九％という異常な数字がその事実をそのまま証明しているといえます。伝統的な「起訴便宜主義」（犯罪が成立し訴訟条件が満た

*=かんけん（カンヌキとカギ。物事の重要なこと）

されている時でも検察官が訴追の必要がないと判断すれば恣意的に不起訴にできる権限を認める原則)により、検察官に広範な訴追裁量権が与えられているのですから、それを巧みにちらつかせ、脅しや賺しまで加えながら被疑者本人、そして共犯者、知人、友人といった関係者の「供述調書」づくりにより血まなこにならざるをえません。

今や警察官ばかりか検察官による弁論調書の捏造や改ざんといった事件も珍しくもなんともないようです。それは特に「検面調書」が裁判で決定的証拠、根拠とされているからです。

私が警視庁で取り調べられていた時、留置場で同居していたある人のことです。

彼は共犯者にあらぬ嫌疑がかけられないようにと、検事取り調べの時に必要最低限の事実関係を供述したそうですが、自身の弁論内容を確認して見ると、巧みに微妙に改ざんされていたそうです。気性の激しい人でしたから直ちにその場で内容が違うと断固とした姿勢を見せると共に、彼の弁護士の激しい抗議でやっとその策動が阻止されたとのことです。弁護士がたまたま「ヤメ検」の

実力者だったがゆえに可能だったのだろうと述べていました。

その時、私は三十年ぶりに帰国した直後であり、実情もよく知らぬままその同居者の話を聞いていたのですが、日に日にそれが何を意味しているのか身にしみてわかるようになりました。特に被告がヤクザやアウトルーパーということになると、警察や検察は「社会的な偏見の目」を最大限に利用し、何の遠慮もないようです。

次は私の関係者の話です。共によど号ハイジャックを行った仲間と結婚し、昨年帰国した女性の赤木恵美子さんという人の裁判なるものも極めて不当で異常なものでした。日本と国交のない朝鮮に住んでおり、日本政府の「パスポート返却」命令に期日以内に従うことができなかったこと、また日本で下宿や就職の時、仮名を使用したという罪なのですが、元来なら逮捕などありえず、せいぜい罰金刑ですむものです。誰も被害者がおらず、何か犯罪を犯す具体的動機も証拠も全くないのですから。しかし一年間の接見禁止処分といった拘留に加え、裁判では懲役二年、執行猶予四年の判決を受けました。この裁判劇でも決定的役割を

担ったのが、一人の裏切者が警察、検察の前で告げた「供述」であり、裁判での「証言」です。検察は訴追しないことを取り引き条件にデッチ上げの「供述」や「証言」を強要し、それが唯一の根拠となって「被告人は朝鮮の工作員の指導の下で工作活動に関与した」という判決文になっているのです。実に驚きを禁じえません。

ついでにここで検察庁なるものが如何に悪漢どもの巢窟となっているのかを知る必要があります。

それは検察調査活動費の裏金疑惑についてです。

内部告発が相次ぎ、検察庁が調査活動費の名目で多額の裏金づくりが行われていることに国民の強い疑惑の目が向けられました。それを如実に示すかのように調査活動費は、九八年度、五億五千二百万をピークにして九九年度三億二千二百万、二〇〇〇年度二億二千五百万と急減しはじめました。何か大きな事件が急になくなったのでもなく、調査費が極端に不必要となる要因が何もないのです。

簡単な「証言」や「供述」からでも巨大な犯罪者に仕立てあげられる能力にたけた輩どもは、人種が違う一般庶民

などは出鱈目な数字でも何も見抜けないと高をくくっているのでしょうか。架空の情報提供者に多額の金を支払ったように装い、経理書類を捏造、偽造して、組織的に公費から捻出した裏金で特定のポストについた者の私的な遊興、享楽の費用(高級料亭での飲み食いやゴルフ代等)に湯水の如く使っていたといえます。

そうした不正会計を厳しく調べるために存在する会計検査院なるものは、「領収書の追跡調査を検察に申し込んだが断られた」「協力して得られた範囲では不正がなかった」「あくまで内部の協力の下で検査するのが検査です」と平気です。国民の血税の使われ方を調査する会計検査院も警察や検察の不正究明には全く及び腰で、手も足

も出ないのです。何とも、検察庁の非道無法ぶりがそのまま示されているといえましょう。

こんな検察に犯罪者として蔑められ犯罪がどうのこうのと立証されているのですが、まず、自分の尻でも拭けと叫びたくなるのが当然ではないでしょうか。

逮捕状や家宅捜査の請求許諾から勾留延長、接見禁止を含め何から何まで裁判官は検察の主張、要求に無条件に応じていく役割しか果たしていません。「司法の独立、裁判官の公正、中立」などは言葉でしか残っておらず、検察官と裁判官の癒着構造、加えて任命権を握られている行政機関への服従体質もますます目に余るものとなっています。裁判は、はじめから既に「出来レース」となっ

ているのが偽らざる現状なのです。

最高裁には、法律や政府の行為が憲法に違反していないかどうかをチェックする違憲立法審査権が与えられており、それゆえ「憲法の番人」ともいわれるのですが、国民の信頼、期待に応えらるどころか実態は国会や政府にひたすら従順にひれふす臆病な姿をさらけ出しているだけです。法律を違憲としたのは、この五十五年間にわずか五件しかありません。平和憲法を真向から否定する米軍基地問題であれ、自衛隊であれ、海外派兵であれ、すべてフリーパスです。最高裁は「憲法の番人」ではなく、むしろ「政府や検察の番犬」となってしまったと断言しえるでしょう。

「疑わしきは罰せず」の戦後の刑事

訴訟法の精神もすでに死語となり、「法の下での平等」「公正を旨とする」「真実を追求する」などといった言葉は、それから余りにもかけ離れてしまった裁判の実情をおおい隠すための美辞麗句にすぎません。無罪判決を下す勇氣を持っていないのは退官を間近にした裁判官、あるいは、出世を捨ててしまった裁判官だと巷でいわれているのもそれなりの根拠があるからです。

確実に有罪判決を下す者、それも出来るだけ長期刑を下すことにより、大物を、大事件を処理しように積極的にならざるどころか裁判官にとつて、検察官や警察官にとつても最短、最速の出世コースを歩むことになっているのです。

小便刑を重刑に格上げする才能が

ありながら、巨悪を深く静かに眠らせておく才覚にもたけている者どもの集団であることだけは間違いありません。

こうした実に嘆かわしい、恐るべき捜査、取り調べ、裁判等の司法体質が根本的に変らない限り、弁護士が増え、裁判期間が短くなろうとも各種冤罪事件の統発を防ぐことができないことは火を見るよりも明らかです。

代用監獄の取り調べに対しても弁護士の立ち会い、テープによる録音、特に供述書内容は直接本人が朗読し、それを録音するといった主張もあります。それが保障されるだけでも冤罪が激減することは間違いないのですが、今のところ、全く無視されています。(次号につづく)